

第117回 社会保障審議会 介護給付費分科会  
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 意見

## 1. 介護職員処遇改善加算について

- 介護職員処遇改善加算については、ご提案のとおり「加算」として維持し、雇用及び労働環境の更なる向上のため、発展させていくべきである。現状、定量的要件の充実を掲げているが、「定着」の観点から、勤続年数の評価も検討すべきではないか。
- 併せて、介護職員の処遇改善については、医療介護総合確保法、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律等の要請にもあるように、財源の確保も併せ、必要な措置を講じられたい。

## 2. 特別養護老人ホームについて

- 特養ホームの経営環境は、消費者物価の上昇、重度化に対応した職員処遇及び増員配置など、介護の質をより高めるためにも、今回の報酬改定では少なくとも現状水準を踏まえて充実させていくべきである。

### ア. 日常生活継続支援加算

- 現状、介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者6に対して1以上かつ①要介護4・5の入所者の占める割合が70%以上、②認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者の占める割合が65%以上、③たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上のうちいずれかをその要件として求めている。
- 特別養護老人ホームが原則として要介護3以上の入居者に限定されることに伴い、より一層、重度要介護者に対する専門的スキル・知見が求められ、重度者の受け入れについても幅広い体制づくりに向けた基盤構築を図る観点から、特別養護老人ホームの機能に着目した当該加算の趣旨に鑑み、発展的に評価していくべきである。このことを踏まえ、以下のとおり段階的に評価をしてはどうか。

(イメージ)

要件	現行	低 < 評価 < 高		
		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
①介護福祉士の数	常勤換算で 6 : 1	常勤換算で 6 : 1	常勤換算で 6 : 1	常勤換算で <u>5</u> : 1
	+②③④の いずれか	+②③の いずれか	+② <u>及び</u> ③を 満たす	+② <u>及び</u> ③を 満たす
②要介護 4・5 の 占める割合	70%以上	70%以上	70%以上 <u>及び</u>	70%以上 <u>及び</u>
③日常生活自立度Ⅲ、 Ⅳ又は M に該当する 認知症の入所者の占 める割合	65%以上	65%以上	65%以上	65%以上
		+上乗せ評価	+上乗せ評価	+上乗せ評価
④喀痰吸引等を必要 とする者の割合	入所者の 15%以上	入所者の 15%以上	入所者の 15%以上	入所者の 15%以上

(加算Ⅰ)

- ・ 現行類似の加算とし、④喀痰吸引等を必要とする者の割合については、医療的措置の必要性が拡大することを考慮し、別途上乗せして評価

(加算Ⅱ)

- ・ ①介護福祉士の配置割合は同じくし、より重度の要介護者等への対応を評価する観点から②要介護 4・5 の占める割合 及び ③認知症高齢者の日常生活自立度の割合を求め、④喀痰吸引等を必要とする者の割合については、(加算Ⅰ)と同様に評価

(加算Ⅲ)

- ・ ①介護福祉士の配置割合は常勤換算方法で入所者 5 に対して 1 以上と厳格化し、①要介護 4・5 の入所者の占める割合が 70%以上 及び ②認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者の占める割合が 65%以上とし、④喀痰吸引等を必要とする者の割合については、(加算Ⅰ)と同様に評価

## イ. 認知症専門ケア加算

- 平成 24 年においては、認知症高齢者は約 462 万人と推計されており、先般の認知症日本後継サミットにおいて安倍首相ご発言のとおり、認知症施策については、より加速されねばならない。
- 現状、認知症専門ケア加算については、認知症実践リーダー以上の資格者を評価対象としているが、多くの認知症高齢者の安心した生活を支えているのは、認知症実践者研修修了者においても同様であり、講義・演習、施設実習等を勘案すると、十分専門性を担保しているものと思われる。
- 従事する介護職員も、認知症介護実践研修修了者となることを以て、国家的課題である認知症高齢者へのケアに誇りをもつ土壌の醸成が必要であることから、新設区分を設定し、認知症実践者研修修了者まで加算算定要件の範囲を拡大すべきである。
- 併せて、認知症介護実践リーダー研修については、「介護業務において概ね 5 年以上従事した経験を有している者であって、実践者研修を修了し、1 年以上経過している者」とされている。
- 5 年以上従事した経験を有する者であって、実践者研修を修了して 1 年以上経過しているという要件は、介護人材確保難の時勢にあって、それだけで介護人材確保・定着に資するものであることから、実践リーダーを要件としている認知症専門ケア加算（I）は、より手厚く評価すべきである。

## ウ. 多床室について

- 第 112 回 給付費分科会にて石崎参考人（福田委員代理）ご発言のとおり、平成 24 年度の報酬改定によって、実質的に多床室の整備が困難となっている状況に鑑み、地域の実情に応じた施設整備ができるよう、新設多床室の報酬を平成 24 年度以前の従来型特別養護老人ホームより低く設定していることについて是正されたい。

## エ. 基準費用額（食費）について

- 多くの施設では、食費について基準費用額「1,380 円」を第 4 段階以上にも当てはめ、同一価格としており、1 人 1 日あたり 1,380 円に近い原価となるよう経営努力を行ってきたところ（参考 1）。
- 一方、基準費用額は消費税増税分を飲み込んで変更しておらず、現状は①食材料費が、景気回復と消費税増税分により値上げされていること、②調理員等の人材確保も困難な状況にあることから、現行の基準費用額では限界である。
- よって、基準費用額の食費設定について給食費実費を確認・検討のうえ、質の低下を防ぐため、少なくとも消費税増税分を反映した 1,420 円（1,380 円×1.08 ÷1.05÷1,420 円）に設定すべきである。
- 医療ニーズの高い入居者に対しては胃ろう等による特別な食事が提供されており、1 食あたり単価は施設類型によっても大きく異なる。食費の基準費用額設定にあたっては、介護保険 3 施設の平均値ではなく、特養・老健・介護療養型施設それぞれの平均実態を基に算出すべきである。

### （参考 1）利用者 1 人 1 日あたり食費収益（収入） （介護老人福祉施設等 平成 25 年度 収支状況等調査）

	全体	30 人	31～ 50 人	51～ 80 人	81～ 100 人	101 人 以上
全体 (円)	1,357	1,331	1,351	1,356	1,365	1,375
施設 (件数)	1,952	51	538	837	348	178

※ 総じて食費収益（収入）は 1,380 円以下となっている。

## 3. 通所介護について

- 送迎における居宅内介護の送迎担当者の資格要件については、本来、通所介護事業所の介護職員に資格要件が求められていないこととの均衡を失することから、原則資格要件を求めないものとすべきである。仮に、資格要件を求めるのであれば、人員配置基準上の介護・看護職員とすべきである。

以上